

水 環 境

目 次

表 1	環境基準の達成状況	(17)
表 2	水質汚濁に係る環境基準	(20)
表 3	底質の暫定除去基準	(22)
表 4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	(23)
表 5	ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準	(23)
表 6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)	(24)
表 7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)	(25)
表 8	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)	(25)
表 9	愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要	(27)
表 10	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	(28)
表 11	水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数	(29)
表 12	項目別排水基準超過の状況（2021 年度）	(30)
表 13	ゴルフ場排水農薬調査の結果について（2021 年度）	(30)
表 14	公共下水道の供用状況	(31)
表 15	流域下水道の供用状況	(31)

表 1 環境基準の達成状況

(1) 河川 49 水域 (BOD)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度
木曾川 水域	木曾川中流	A	○	○	○	矢作川 水域	矢作川上流(1)	AA	×	○	×
	木曾川下流	A	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○
庄内川等 水域	日光川	D	○	○	○	矢作川下流	A	○	○	○	
	新川下流	D	○	○	○	巴川	A	○	○	○	
	五条川下流	D	○	○	○	乙川上流	A	○	○	○	
	庄内川中流(1)	B→A ^{*2}	○	○	○	乙川下流	A	○	○	○	
	庄内川中流(2)	D→C ^{*2}	○	○	○	鹿乗川	C	○	○	○	
名古屋市内 水域	庄内川下流	D→C ^{*2}	○	○	○	矢作川古川	B	○	○	○	
	矢田川上流	D	○	○	○	介木川	AA	○	○	○	
	矢田川下流	D→C ^{*2}	○	○	○	男川	A	○	○	○	
	荒子川	E	○	○	○	雨山川及び 乙女川下流	AA	○	○	○	
	中川運河	E	×	○	○	木瀬川及び 大伏川下流	AA	○	○	○	
	堀川	D	×	○	○	豊川	A	○	○	○	
	山崎川	D	○	○	○	雨山川及び 乙女川下流	AA	○	○	○	
	天白川	C	○	○	○	木瀬川及び 大伏川下流	AA	○	○	○	
	境川上流	B	○	○	○	豊川(ア)	A	○	○	○	
	境川下流	C→B ^{*1}	○	○	○	宇連川(イ)	A	○	○	○	
境川等 水域	逢妻川上流	D→C ^{*1}	○	○	○	宇連川(イ)	B	○	○	○	
	逢妻川下流	D→B ^{*1}	○	○	○	豊川放水路	B	○	○	○	
	猿渡川	D→C ^{*1}	○	○	○	音羽川	B	○	○	○	
	稗田川	C	○	○	○	佐奈川	C	○	○	○	
	高浜川	C	○	○	○	梅田川	C	○	○	○	
	新川	C	○	○	○	汐川	D	○	○	○	
	長田川	C→B ^{*1}	○	○	○	大千瀬川	AA	○	○	○	
	半場川	C	○	○	○						
	朝鮮川	C→B ^{*1}	○	○	○						
	阿久比川	C	○	○	○						

*1 2019年3月29日に生活環境の保全に関する水質環境基準の水質環境基準の見直しを行った。

*2 2020年3月31日に生活環境の保全に関する水質環境基準の水質環境基準の見直しを行った。

類型区分	環境基準値 (BOD75%水質値)	環境基準値 (BOD75%水質値)
AA	1 mg/L以下	5 mg/L以下
A	2 mg/L以下	8 mg/L以下
B	3 mg/L以下	10 mg/L以下

(2) 河川 42 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度
木曾川水域	木曾川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	木曾川(2)	生物B	○	○	○
	日光川	生物B	○	○	○		新川下流	生物B	×	○	○
庄内川等 水域	新川下流	生物B	○	○	○	五条川下流	生物B	○	○	×	
	庄内川	生物B	○	○	○	庄内川	生物B	○	○	○	
	矢田川	生物B	×	○	○	矢田川	生物B	○	○	○	
	荒子川	生物B	○	○	○	荒子川	生物B	○	○	○	
	中川運河	生物B	○	○	○	中川運河	生物B	○	○	○	
名古屋市内 水域	堀川	生物B	○	○	○	堀川	生物B	○	○	○	
	山崎川	生物B	○	○	○	山崎川	生物B	○	○	○	
	天白川	生物B	○	○	○	天白川	生物B	○	○	○	
	境川	生物B	○	○	○	境川	生物B	○	○	○	
	逢妻川	生物B	×	○	×	逢妻川	生物B	○	○	○	
	猿渡川	生物B	○	○	○	猿渡川	生物B	○	○	○	
	稗田川	生物B	○	○	○	稗田川	生物B	○	○	○	
	高浜川	生物B	○	○	○	高浜川	生物B	○	○	○	
	新川	生物B	×	○	○	新川	生物B	○	○	○	
	長田川	生物B	○	○	○	長田川	生物B	○	○	○	
境川等 水域	半場川	生物B	○	○	○	半場川	生物B	○	○	○	
	朝鮮川	生物B	○	○	○	朝鮮川	生物B	○	○	○	
	阿久比川	生物B	○	○	○	阿久比川	生物B	○	○	○	
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	
	巴川	生物B	○	○	○	巴川	生物B	○	○	○	
	天竜川水域	大千瀬川	生物A	○	○	天竜川水域	大千瀬川	生物A	○	○	○
	'19年度環境基準達成率：38/42×100＝90%					'19年度環境基準達成率：38/42×100＝90%					
	'20年度環境基準達成率：40/42×100＝95%					'20年度環境基準達成率：40/42×100＝95%					
	'21年度環境基準達成率：40/42×100＝95%					'21年度環境基準達成率：40/42×100＝95%					
類型区分	環境基準値 (全亜鉛平均値)				類型区分	環境基準値 (全亜鉛平均値)					
生物A	0.03 mg/L以下				生物A	0.03 mg/L以下					
生物B	0.03 mg/L以下				生物B	0.03 mg/L以下					

(3) 河川 42 水域 (ノニルフェノール)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
名古屋市内 水域	矢田川	生物B	○	○	○	境川等 水域	男川	生物B	○	○	○
	荒子川	生物B	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	○	○	○		木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
境川等 水域	天白川	生物B	○	○	○	矢作川(ア) 水域	宇連川(ア)	生物A	○	○	○
	境川	生物B	○	○	○		宇連川(イ)	生物B	○	○	○
	逢妻川	生物B	○	○	○		豊川放水路	生物B	○	○	○
	猿渡川	生物B	○	○	○		普羽川	生物B	○	○	○
	稗田川	生物B	○	○	○		佐奈川	生物B	○	○	○
矢作川 水域	高浜川	生物B	○	○	○	半場川 水域	梅田川	生物B	○	○	○
	新川	生物B	○	○	○		新川	生物B	○	○	○
	長田川	生物B	○	○	○		長田川	生物A	○	○	○
	半場川	生物B	○	○	○		半場川	生物B	○	○	○
	朝辭川	生物B	○	○	○		朝辭川	生物B	○	○	○
矢作川(ア) 水域	阿久比川	生物B	○	○	○	環境基準値 (ノニルフェノール平均値)	阿久比川	環境基準値 (ノニルフェノール平均値)			
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○		矢作川(ア)	生物A	○	○	○
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○		矢作川(イ)	生物B	○	○	○
	巴川	生物B	○	○	○		巴川	生物B	○	○	○
									0.001 mg/L以下	0.002 mg/L以下	
			'19年度環境基準達成率：42/42×100=100%						'19年度環境基準達成率：42/42×100=100%		
			'20年度環境基準達成率：42/42×100=100%						'20年度環境基準達成率：42/42×100=100%		
			'21年度環境基準達成率：42/42×100=100%						'21年度環境基準達成率：42/42×100=100%		

(4) 河川 42 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
名古屋市内 水域	矢田川	生物B	○	○	○	境川等 水域	男川	生物B	○	○	○
	荒子川	生物B	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	○	○	○		木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
境川等 水域	天白川	生物B	○	○	○	矢作川(ア) 水域	宇連川(ア)	生物A	○	○	○
	境川	生物B	○	○	○		宇連川(イ)	生物B	○	○	○
	逢妻川	生物B	○	○	○		豊川放水路	生物B	○	○	○
	猿渡川	生物B	○	○	○		普羽川	生物B	○	○	○
	稗田川	生物B	○	○	○		佐奈川	生物B	○	○	○
矢作川 水域	高浜川	生物B	○	○	○	半場川 水域	梅田川	生物B	○	○	○
	新川	生物B	○	○	○		新川	生物B	○	○	○
	長田川	生物B	○	○	○		長田川	生物A	○	○	○
	半場川	生物B	○	○	○		半場川	生物B	○	○	○
	朝辭川	生物B	○	○	○		朝辭川	生物B	○	○	○
矢作川(ア) 水域	阿久比川	生物B	○	○	○	環境基準値 (LAS平均値)	阿久比川	環境基準値 (LAS平均値)			
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○		矢作川(ア)	生物A	○	○	○
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○		矢作川(イ)	生物B	○	○	○
	巴川	生物B	○	○	○		巴川	生物B	○	○	○
									0.03 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
			'19年度環境基準達成率：42/42×100=100%						'19年度環境基準達成率：42/42×100=100%		
			'20年度環境基準達成率：42/42×100=100%						'20年度環境基準達成率：42/42×100=100%		
			'21年度環境基準達成率：42/42×100=100%						'21年度環境基準達成率：42/42×100=100%		

(5) 湖沼 1 水域 (COD)

水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	類型区分	環境基準値 (COD75%水質値)
油ヶ淵	B	×	×	×	B	5 mg/L以下
COD75%水質値 (mg/L)		8.1	7.9	6.6		

(6) 湖沼 1 水域 (水生生物の保全に係る環境基準項目)

水域名	項目	類型	環境基準値 (平均値)	'19年度	'20年度	'21年度
油ヶ淵	全亜鉛	生物B	0.03 mg/L以下	○	○	○
	ノニルフェノール	生物B	0.002 mg/L以下	○	○	○
	LAS	生物B	0.05 mg/L以下	○	○	○

(7) 海域 1.1 水域 (COD)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	19年度環境基準達成率：5/11×100=45%	20年度環境基準達成率：6/11×100=55%	21年度環境基準達成率：5/11×100=45%
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○			
	名古屋港(乙)	B	×	×	×			
	常滑地先海域	B	×	○	×			環境基準値 (COD75%水質値)
衣浦湾	伊勢湾	A	×	×	×			2 mg/L 以下
	衣浦港	C	○	○	○			3 mg/L 以下
	衣浦港南部	C	○	○	○			8 mg/L 以下
渥美湾	衣浦湾	A	×	×	×			
	蒲郡地先海域	C	○	○	○			
	神野・田原地先海域	C	○	○	○			
渥美湾(甲)	渥美湾(甲)	B	×	×	×			
	渥美湾(乙)	A	×	×	×			

(8) 海域 6 水域 (全窒素)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	19年度環境基準達成率：5/6×100=83%	20年度環境基準達成率：5/6×100=83%	21年度環境基準達成率：5/6×100=83%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○			
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○			
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○			0.3 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○			0.6 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	×	×	×			1 mg/L 以下

(9) 海域 6 水域 (全りん)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	19年度環境基準達成率：6/6×100=100%	20年度環境基準達成率：6/6×100=100%	21年度環境基準達成率：4/6×100=67%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○			
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○			環境基準値 (全磷平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○			0.03 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	×			0.05 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	○	○	×			0.09 mg/L 以下

(10) 海域 4 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	19年度環境基準達成率：4/4×100=100%	20年度環境基準達成率：3/4×100=75%	21年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	×	○			環境基準値 (全亜鉛平均値)
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			0.01mg/L 以下
		A						0.02mg/L 以下

(11) 海域 4 水域 (ノニルフェノール)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	19年度環境基準達成率：4/4×100=100%	20年度環境基準達成率：4/4×100=100%	21年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			環境基準値 (ノニルフェノール平均値)
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			0.0007mg/L 以下
		A						0.001mg/L 以下

(12) 海域 4 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	'19年度	'20年度	'21年度	19年度環境基準達成率：4/4×100=100%	20年度環境基準達成率：4/4×100=100%	21年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			環境基準値 (LAS平均値)
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			0.006mg/L 以下
		A						0.01mg/L 以下

表2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準
ア 河川 (湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適心性	基準値				大腸菌数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質重量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道環境保全の 1級	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道環境保全の 2級	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道環境保全の 3級	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 m/L以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	工業用水の 1級	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水の 2級	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水の 3級	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	—	2 mg/L以上	—

(注) 1 自然環境保全：自然環境等の環境保全

- 2 水道
 - 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産
 - 1級：ヤマメ、イワナ等気候水産物の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素水産物の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 3級：コイ、フナ等、β-中酸素水産物の水産生物用
- 4 工業用水
 - 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

備考
1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データとその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目の値（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海城もこれに準ずる。）。）
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海城もこれに準ずる。）。
5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの 水道 1, 2, 3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの 水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下 0.2 mg/L 以下 0.4 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下 0.01 mg/L 以下 0.03 mg/L 以下
IV	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産 3 種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考
 1 基準値は年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然深層等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 " 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 " 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら以外の水生生物が生息する水域 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら以外の水生生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら以外の水生生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考
 基準値は、年間平均値とする。
 (注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれら以外の水生生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら以外の水生生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考
 基準値は、年間平均値とする。
 (注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ 湖 沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2, 3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

備考
 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質濃度の項目の基準値は適用しない。
 3 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
 4 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100mL 以下とする。
 5 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然深層等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2, 3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

項目 類型	利用目的 適性	基準値				n - へキ 抽出物 質 (油分等)
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
A	水産1級 浴	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。
	自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの					
B	水産2級 工業用水	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。
	及びCの欄に 掲げるもの					
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100ml 以下とする。
- 3 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発芽したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全重鉛	ノニルフェノール
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下

備考
基準値は、年間平均値とする。

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表3 底質の暫定除去基準

項目	水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)
水	<p>河川・湖沼：25 ppm 以上</p> <p>海域：総水銀含有量 10ppm 以上のもについて溶出試験を行い、次式により算出した値 (C) 以上</p> $C = 0.18 \times (\Delta H / J) \times (1 / S) \text{ (ppm)}$ $\Delta H = \text{平均潮差 (m)}, J = \text{溶出率}, S = \text{安全率}$ <p>(例えば、$\Delta H = 2.37 \text{ m}$ (三河湾)、$J = 3 \times 10^{-4}$、$S = 100$ とすると、$C = 14 \text{ ppm}$ となる)</p> <p>(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。</p> $\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times (12 \times 60 \text{ (分)} / \text{平均周期 (分)})$ <p>(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。</p> <p>(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、当該の食習慣等の特殊事情に応じて安全率をさらに見込むことは差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取魚介類(エビ、カニ、ジャコ、シヤコ、ナマコ、ボラ、巻き貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね $1/2$ 以下である水域においては、50 とする。 3) 2) の割合がおおむね $1/2$ を超える水域においては、100 とする。
P C B	10 ppm 以上

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水産類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
" 3種：汚濁に強い特定の底生生物が主に漁獲される。
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下 (注)
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキササン	0.05mg/L以下

備考
 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(注) 2022年4月1日から適用

表 5 ダイオキシン類による水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。) に係る環境基準

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考
 1 水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。) に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 2 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 3 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
 4 水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。

表6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)

水区分	水域名	範囲	達成 期間	備考
1 河川	水野川中流	笠合ズムから大山頂直工まで	A	昭和45年9月1日 閣議決定
	水野川下流	大山頂直工より下流	A	平成14年7月15日 環境省告示 (昭和46年9月1日 閣議決定)
	任内川中流(1)	水野川合流点より上流	A	令和2年3月31日 環境省告示 (平成12年3月31日 環境省告示) (昭和61年3月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	任内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	C	令和2年3月31日 環境省告示 (平成12年3月31日 環境省告示) (昭和61年3月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	任内川下流	水分橋より下流	C	令和2年3月31日 環境省告示 (平成12年3月31日 環境省告示) (昭和61年3月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	矢田川上流	大森橋より上流	D	令和2年3月31日 環境省告示 (平成17年3月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	矢田川下流	大森橋より下流	C	令和2年3月31日 環境省告示 (平成17年3月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	五桑川下流	待合橋より下流	D	平成29年3月31日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	新川下流	新橋より下流	D	平成29年3月31日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	日光川	全域	E	平成29年3月31日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
名古屋市内 水城	中山渡河	全域	E	平成29年3月31日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	蓮川	全域	E	平成29年3月31日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	山崎川	全域	D	平成29年3月31日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	天目川	全域	C	平成29年3月31日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	藤川上流	新築橋より上流	B	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	藤川下流	理大橋より上流	B	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	鎌妻川下流	境大橋より下流	B	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	鎌妻川	全域	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	朝影川	全域	B	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	半藤川	全域	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
境川等水城	長田川	全域	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	講兵川	全域	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	講兵川	全域	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	新川	全域	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	阿久比川	全域	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成10年3月30日 環境省告示) (昭和46年9月1日 閣議決定)
	矢作川上流(1)	矢作ズムより上流の矢作川	AA	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	矢作川上流	矢作ズムから明治町水頭直工まで	A	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	矢作川下流	明治町水頭直工より下流	A	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	乙川上流	岡崎市取水口より上流	A	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	乙川下流	岡崎市取水口より下流	A	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
矢作川水城	巴川	全域	A	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	矢作古川	全域	B	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	龍鼻川	全域	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	介木川	全域	AA	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	男川	全域	A	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	雨川及び 乙女川下流	雨川合流点及び雨川合流点より下流 乙女川	AA	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	水瀬川及び 大沢川下流	水瀬川合流点及び水瀬川合流点より下流 大沢川	AA	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	豊川上流	宇通川合流点より上流	AA	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	豊川中流	宇通川合流点から豊橋市下流上水運取 水地点まで	A	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	豊川下流	下流上水運取水地点より下流	A	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
豊川等水城	宇通川	全域	AA	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	豊川放水路	全域	B	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	権田川	静御所に属する水城を除く	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	佐羽川	全域	B	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
天竜川水城	佐奈川	全域	C	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	夕川	全域	D	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	六千瀬川	全域	AA	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)
	静御所川	全域	AA	平成31年3月29日 環境省告示 (平成11年5月31日 環境省告示) (昭和48年5月25日 閣議決定)

2 湖沼

水区分	水域名	範囲	達成 期間	備考
現川等水城	湖ヶ淵	全域	B	昭和45年9月1日 閣議決定

水区分	水域名	範囲	達成 期間	備考
3 海城	水城区分	水城名	該当 期間	備考
	名古屋港(甲)	別記1の水城	C	平成14年9月29日 環境省告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	名古屋港(乙)	別記2の水城	B	昭和46年5月25日 閣議決定
	伊勢湾	別記3の水城	B	昭和46年5月25日 閣議決定
	衣浦港	別記4の水城	A	平成14年9月29日 環境省告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	衣浦港	別記5の水城	C	昭和46年5月25日 閣議決定
	衣浦港	別記6の水城	C	昭和46年5月25日 閣議決定
	衣浦港	別記7の水城	C	昭和46年5月25日 閣議決定
	浦田港	別記8の水城	A	昭和46年5月25日 閣議決定
	鹿島港	別記9の水城	C	昭和46年5月25日 閣議決定
鹿島港	別記10の水城	B	昭和46年5月25日 閣議決定	
鹿島港	別記11の水城	A	昭和46年5月25日 閣議決定	

(別記)

- 水野川左岸瀧渚堤南端と外港第1航路第1灯標(北緯34度58分58秒,東経136度47分55秒)を結ぶ線,同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城
- 水野川左岸瀧渚堤南端と水野川右岸瀧渚堤先端を結ぶ線,同地点と外港第1航路伊勢湾橋を結ぶ線,同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城であって,名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの
- 矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海城であって,陸岸から1,000m以内の部分
- 羽豆岬から藤島北端まで引いた線,同島南端から伊良湖岬まで引いた線,同地点から大玉崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海城であって,名古屋港(甲),名古屋港(中),名古屋港(乙),若狭地先海城,四日市港(中),四日市港(乙),四日市・鈴鹿地先海城(甲),四日市・鈴鹿地先海城(乙),津・松坂地先海城及び伊勢地先海城に係る部分を除いたもの。四日市港(甲),四日市港(乙),四日市・鈴鹿地先海城(甲)及び四日市・鈴鹿地先海城(乙)の水城の範囲は,昭和46年9月1日に閣議決定された。公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水城類型の指定]における別記に係る水城のとおりとする
- 衣浦大橋より海奥の衣浦港
- 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海城。ただし,衣浦大橋から海奥の海城を除く。
- 西尾市吉良町榑子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線,同地点と知多郡南知多町磯島港を結ぶ線,同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城。ただし,衣浦港防波堤から海奥の海城を除く。
- 中川河口左岸と同地点から南東0.00mの地点を結ぶ線,同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線,同地点と中央埠頭東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城
- 豊川河口左岸と同地点から西南西4,500mの地点を結ぶ線,同地点から南3,500mの地点を結ぶ線,同地点と同地点から南西5,500mの地点を結ぶ線,同地点と田原市白谷基標(北緯34度41分9秒,東経137度14分30秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城
- 三河港々瀬区域であって,蒲郡市先海城及び神野・田原地先海城に係る部分を除いたもの
- 西尾市吉良町榑子岬から,田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海城であって,蒲郡地先海城,神野・田原地先海城及び磯島港(甲)に係る部分を除いたもの

(注1) 達成期間の欄の記号の内容については,次のとおりである。

- 「A」は,直ちに達成
- 「B」は,5年以内で可及的速やかに達成
- 「C」は,5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注2) 2022年3月末現在

表 7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（2）

全窒素及び全りんに係る水質環境基準の水域類型指定

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	別記1の水域	IV	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示 (平成8年2月27日 環境省告示)
	伊勢湾(ハ)	別記2の水域	III	直ちに達成。	
	伊勢湾(ニ)	別記3の水域	II	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記4の水域	IV	5年以内で可及的 速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示
	三河湾(ロ)	別記5の水域	III	直ちに達成。	
	三河湾(ハ)	別記6の水域	II	5年以内で可及的 速やかに達成。	

(別記)

- 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの
- 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの
- 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- 三河港港区域の海域
- 田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

(注) 2022年3月末現在

表 8 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（3）

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

1 河川・湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曾川水域	木曾川(2)	中濃大橋より下流に限る。	生物B	直ちに達成	平成24年11月30日 環境省告示
	日光川	全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	新川下流	新橋より下流	生物B	直ちに達成	
	五条川下流	待合橋より下流	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	庄内川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢田川	全域	生物B	直ちに達成	
	荒子川	全域	生物B	直ちに達成	
	中川運河	全域	生物B	直ちに達成	
	堀川	全域	生物B	直ちに達成	
	山崎川	全域	生物B	直ちに達成	
名古屋市内 水域	天白川	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	境川	全域	生物B	直ちに達成	
	逢妻川	全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	猿渡川	全域	生物B	直ちに達成	
	稗田川	全域	生物B	直ちに達成	
	高浜川	全域	生物B	直ちに達成	
	新川	全域	生物B	直ちに達成	
	長田川	全域	生物B	直ちに達成	
	半場川	全域	生物B	直ちに達成	
	朝鮮川	全域	生物B	5年以内で可及的 速やかに達成	
境川等水域	阿久比川	全域	生物B	直ちに達成	

3 海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	伊勢湾(イ)～(ト)を除く全域(三河湾を除く)	生物A	直ちに達成。	平成24年11月2日 環境省告示
	伊勢湾(イ)	藤前干潟(別記1)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ハ)	知多半島北部の浅場(別記2)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ホ)	知多半島南部の浅場(別記3)	生物特A	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記4の海域	生物A	直ちに達成。	令和4年3月29日 愛知県告示
	三河湾(ロ)	別記5の海域	生物特A	直ちに達成。	
	三河湾(ハ)	別記6の海域	生物特A	直ちに達成。	
	三河湾(ニ)	別記7の海域	生物A	直ちに達成。	
	三河湾(ホ)	別記8の海域	生物特A	直ちに達成。	

(別記)

- 愛知県名古屋港区空見町空見ふ頭内南西部フェリー一ふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 富良野市南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小笠谷漁港(小笠谷地区)北防波堤先端と同港(小笠谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、同港(大谷地区)北防波堤先端と同港(大谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、羽島漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤(りんくう町)先端と同港南防波堤(保志町)先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港(榎戸地区)西防波堤先端と同港(榎戸地区)北防波堤先端を結ぶ線、同港(榎戸地区)北防波堤先端と同港(蒲池地区)北防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点(北緯34度56分53秒、東経136度49分35秒)と同地点から西方2,500mの地点(北緯34度56分53秒、東経136度48分00秒)を結ぶ線、水深15mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、中部国際空港着船場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
矢作川水域	矢作川(ア)	矢作ダムより上流	生物A	直ちに達成	平成21年3月27日 愛知県告示
	矢作川(イ)	矢作ダムより下流	生物B	直ちに達成	
	巴川	全域	生物B	直ちに達成	
	乙川(ア)	乙川天神橋より上流	生物A	直ちに達成	
	乙川(イ)	乙川天神橋より下流	生物B	直ちに達成	
	鹿乗川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢作古川	全域	生物B	直ちに達成	
	介木川	全域	生物A	直ちに達成	
	男川	全域	生物B	直ちに達成	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物B	直ちに達成	
	木瀬川及び犬伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の犬伏川	生物B	直ちに達成	
	豊川(ア)	布里堰堤より上流	生物A	直ちに達成	
	豊川(イ)	布里堰堤より下流	生物B	直ちに達成	
	宇連川(ア)	養乙女橋より上流	生物A	直ちに達成	
宇連川(イ)	養乙女橋より下流	生物B	直ちに達成		
豊川等水域	豊川放水路	全域	生物B	直ちに達成	
	音羽川	全域	生物B	直ちに達成	
	佐奈川	全域	生物B	5年以内で可及的速やかに達成	
	梅田川	静岡県に属する水域を除く。	生物B	直ちに達成	
天竜川水域	汐川	全域	生物B	直ちに達成	
	大千瀬川	静岡県境より上流	生物A	直ちに達成	

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示

表10 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

水	域	所	業種別内訳 (件)														事業場数 (件)				
			畜産農業	食料品製造業	繊維工業	木製品製造業	パルプ・紙製造業	化学工業	窯業	鉄鋼業	機械製造業	浄水施設	旅館業	飲食店等	洗たく業	病院		車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ処理場	下水道処理施設及び
木	曾	川	愛知	3	1	0	0	1	0	0	2	0	2	2	4	1	3	1	19	0	54
			宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4
			愛知	85	277	18	12	3	30	260	10	246	5	372	223	10	646	33	894	169	3,392
			名古屋	0	10	4	3	0	4	9	0	55	0	6	34	1	45	20	41	18	253
			庄内川等	3	28	39	1	0	1	4	0	12	1	13	56	1	104	9	102	8	396
			春日井市	1	18	2	3	2	5	12	0	62	3	15	49	2	88	10	118	23	440
			愛知	2	4	0	0	0	0	2	0	15	1	6	9	0	36	4	54	4	140
			名古屋	2	7	5	0	1	7	5	5	82	1	9	26	2	48	26	18	45	290
			愛知	175	173	9	4	2	32	43	5	275	4	259	149	10	358	34	350	104	2,051
			名古屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	6
			岡崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			豊田	8	9	0	0	1	0	2	0	46	0	14	17	1	75	3	71	13	271
			愛知	79	39	6	0	1	1	12	1	41	1	46	38	3	99	2	85	8	475
			岡崎	8	13	5	1	1	4	13	0	44	2	31	19	2	113	15	64	7	359
			豊田	33	37	0	0	0	5	53	0	35	4	97	36	0	96	6	111	32	579
			愛知	406	153	19	6	0	8	30	5	74	2	223	42	4	178	23	135	46	1,483
			豊橋	144	58	2	4	1	4	24	1	39	3	23	14	7	117	13	85	43	652
			岡崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			愛知	1	9	0	0	0	0	6	0	0	0	25	0	0	2	0	6	0	51
			愛知	751	656	52	22	7	71	355	21	653	15	943	203	28	1,322	97	1,543	331	7,646
			名古屋	2	17	9	3	1	11	14	5	137	1	16	1	95	46	3	59	64	549
			豊橋	144	58	2	4	1	4	24	1	39	3	23	14	7	117	13	85	43	652
			岡崎	8	13	5	1	1	4	13	0	44	2	31	15	2	113	15	64	7	359
			一宮	3	28	39	1	0	1	4	0	12	1	13	14	1	104	9	105	8	400
			春日井	1	18	2	3	2	5	12	0	62	3	15	26	2	88	10	118	23	440
			豊田	41	46	0	0	1	5	55	0	81	4	111	47	1	171	9	182	45	850
			計	950	836	109	34	13	101	477	27	1,028	29	1,152	320	44	2,010	199	2,156	521	10,896

(注) 1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 2022年3月末現在

(資料) 環境局調へ

表 1 1 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

水 域	所 管	業 種 別 内 訳 (件)													事 業 場 数 (件)						
		畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 製 造 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 械 製 造 業	浄 水 施 設	旅 館 業	飲 食 店 等	洗 たく 業		病 院	車 両 洗 浄 施 設 式	試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 終 末 施 設 未 処 理 場 び	そ の 他
木 曾 川	愛 知 県 一 宮 市	0	1	0	0	1	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	12	0	20
名 古 屋 港 ・ 庄 内 川 等	愛 知 県 名 古 屋 市	14	65	8	0	1	18	33	94	0	39	23	5	4	7	5	0	0	316	17	654
	愛 知 県 一 宮 市	0	4	1	0	0	3	2	42	0	3	0	0	13	3	12	2	2	22	17	124
名 古 屋 市 内	愛 知 県 春 日 井 市	0	2	1	0	1	4	4	36	1	4	9	6	1	1	7	1	1	51	9	138
	愛 知 県 名 古 屋 市	2	1	0	0	0	0	1	6	6	2	3	0	0	0	3	0	0	25	0	43
衣 浦 湾 ・ 境 川 等	愛 知 県 名 古 屋 市	6	27	0	0	1	18	9	101	0	25	10	3	7	2	4	1	1	106	7	331
	愛 知 県 岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
矢 作 川	愛 知 県 岡 崎 市	12	8	4	0	1	0	2	19	0	6	1	0	3	0	0	0	0	50	2	108
	愛 知 県 豊 田 市	1	4	2	1	0	2	0	23	0	9	4	1	0	1	11	2	2	30	2	93
渥 美 湾 ・ 豊 川 等	愛 知 県 豊 田 市	0	7	0	0	0	2	33	22	0	15	14	0	0	0	4	1	1	32	6	136
	愛 知 県 豊 橋 市	46	21	5	0	0	6	5	28	0	41	6	7	0	1	2	0	0	62	2	235
天 竜 川	愛 知 県 豊 橋 市	27	20	1	0	1	3	8	17	0	6	4	3	7	1	12	0	0	34	9	154
	愛 知 県 岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	愛 知 県	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	9
	愛 知 県 名 古 屋 市	80	123	17	0	4	42	53	250	1	115	44	15	15	10	14	1	1	576	28	1,400
小 計	愛 知 県 豊 橋 市	0	4	1	0	1	9	6	109	1	9	0	27	1	4	37	3	3	37	61	315
	愛 知 県 岡 崎 市	27	20	1	0	1	3	8	17	0	6	4	3	7	1	12	0	0	34	9	154
小 計	愛 知 県 一 宮 市	1	4	2	1	0	2	0	23	0	9	4	1	0	1	11	2	2	30	2	93
	愛 知 県 春 日 井 市	2	10	29	0	0	0	1	4	0	8	5	1	0	1	9	1	1	32	6	109
小 計	愛 知 県 豊 田 市	0	2	1	0	1	4	4	36	1	4	9	6	1	1	7	1	1	51	9	138
	愛 知 県 豊 田 市	1	12	0	0	0	2	33	53	0	16	20	0	1	3	6	1	1	48	10	206
計		111	175	51	1	7	62	105	492	3	167	86	53	25	21	96	9	808	125	2,415	

(注) 1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 2022年3月末現在

(資料) 環境局調へ

表12 項目別排水基準超過の状況 (2021年度)

検査項目(略号)	検査数(件)	排水基準を 超えた数(件)	排水基準を 超えた割合(%)
一般項目	452	5	1.1
pH			
BOD	372	13	3.5
COD	423	3	0.7
SS	447	8	1.8
ノルマルヘキサゴン抽出物質	5		
フェノール類	8		
銅	20		
鉛	72	1	1.4
鉄	2		
溶解性マンガン			
クロム	42		
大腸菌群数			
全窒素	444		
全燐	443		
カドミウム	8		
シアン	32		
有機機燐			
鉛	25		
クロム	41		
砒素	7		
総銀			
PCB			
トリクロロエチレン	11		
テトラクロロエチレン	5		
ジクロロメタン	1		
四塩化炭素	5		
1, 2-ジクロロエタン	1		
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン	3		
1, 1, 1-トリクロロエタン	5		
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン	2		
ほう素	31		
つばき素	64	3	4.7
アンモニア、アミノウム化合物			
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	16	1	6.3
1, 4-ジオキサベン			
その他	15		
計(延べ件数)	3,002	34	1.1

(注) 検査数(件)は排水に係るもののみである。

表13 ゴルフ場排水農薬調査の結果について (2021年度)

区分	ゴルフ場数		延べ検体数	
	指針値超過		分析した農薬の種類	指針値超過 検体数
殺虫剤	14	0	52	18
殺菌剤	21	0	151	43
除草剤	14	0	76	37
植物成長調整剤	7	0	10	4
全体	21	0	289	102

(注) 1 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 政令市(岡崎市(5ゴルフ場)、春日井市(2ゴルフ場)及び豊田市(5ゴルフ場))を含む県内21調査対象ゴルフ場の調査結果。

(資料) 環境局調べ

表14 公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 ① (人)	処理区域		普及率 ②/① (%)
		面積 (ha)	人口② (人)	
名古屋市	2,292,609	28,443	2,278,500	99.4%
豊橋市	370,829	4,947	279,595	75.4%
岡崎市	384,996	5,868	343,269	89.2%
一宮市	381,366	4,286	261,970	68.7%
瀬戸市	128,470	1,292	86,974	67.7%
半田市	118,166	1,867	105,300	89.1%
春日井市	309,011	3,253	213,979	69.2%
豊川市	186,277	3,429	161,952	86.9%
津島市	60,759	471	26,009	42.8%
碧南市	72,756	1,342	62,575	86.0%
刈谷市	152,751	2,257	142,510	93.3%
豊田市	418,284	5,462	317,835	76.0%
安城市	189,061	2,476	155,452	82.2%
西尾市	170,493	2,928	130,562	76.6%
蒲郡市	79,085	1,244	54,986	69.5%
大山市	72,693	1,109	51,758	71.2%
常滑市	58,477	1,169	31,356	53.6%
江南市	99,362	664	42,503	42.8%
稲沢市	134,748	1,037	62,691	46.5%
新城市	44,142	470	16,792	38.0%
東海市	113,931	1,546	98,721	86.6%
大府市	92,694	1,297	78,328	84.5%
知多市	84,227	1,489	81,487	96.7%
知立市	72,011	692	50,090	69.6%
尾張旭市	83,904	973	70,980	84.6%
高浜市	49,292	581	33,228	67.4%
岩倉市	47,574	436	35,380	74.4%
豊明市	68,337	841	56,665	82.9%
日進市	93,042	1,036	72,783	78.2%
田原市	59,734	934	32,954	55.2%
愛西市	61,804	415	21,965	35.5%
清須市	69,133	323	21,399	31.0%
北名古屋市	85,953	578	44,363	51.6%
弥富市	43,820	364	20,838	47.6%
みよし市	61,218	928	51,143	83.5%
あま市	88,659	504	29,927	33.8%
長久手市	60,352	796	54,487	90.3%
東郷町	43,741	537	36,144	82.6%
豊山町	15,819	238	12,054	76.2%
大口町	24,225	633	23,295	96.2%
扶桑町	34,955	262	16,965	48.5%
大治町	33,151	110	7,196	21.7%
蟹江町	37,086	317	24,033	64.8%
阿久比町	28,564	373	24,560	86.0%
東浦町	50,372	671	43,616	86.6%
武豊町	43,233	670	35,270	81.6%
幸田町	42,371	603	30,893	72.9%
設楽町	4,454	20	324	7.3%
東栄町	2,903	98	1,490	51.3%
その他の都市	43,429	0	0	0.0%
計	7,515,007	94,590	6,054,352	80.6%
計(名古屋市を除く)	5,222,398	66,147	3,775,852	72.3%

1 処理区域面積は2022年3月31日現在の数値。
 2 行政人口及び処理区域内人口は2022年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。
 3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、下水道法第九条第二項に準用する同条第一項の規定により公示された区域
 (資料) 建設局調べ

表15 流域下水道の供用状況

流域下水道名	処理場名	構成市町	供用開始 年度	処理区域 面積 (h.a)	処理区域 人口 (人)	処理能力 (m ³ /日)
矢作川 流域下水道	矢作川 浄化槽	岡崎市、豊田市、安城市 西尾市、幸田町	1992	14,360 17,383	810,315 854,049	283,800 463,800
境川 流域下水道	境川 浄化槽	刈谷市、豊田市、安城市 大府市、知立市、豊明市 みよし市、東郷町、東浦町	1989	9,037 12,472	572,383 656,449	203,600 369,200
衣浦西部 流域下水道	衣浦西部 浄化槽	半田市、知多市、阿久比町 東浦町、武豊町	1991	3,535 4,072	208,630 212,850	84,600 113,000
衣浦東部 流域下水道	衣浦東部 浄化槽	碧南市、安城市、高浜市	1996	2,378 3,130	110,838 134,710	41,300 78,000
豊川 流域下水道	豊川 浄化槽	豊橋市、豊川市、蒲郡市 新城市	1980	5,033 6,626	223,710 243,930	100,000 161,300
五条川左岸 流域下水道	五条川左岸 浄化槽	犬山市、小牧市、岩倉市 大口町	1987	3,667 5,499	176,461 204,017	91,200 129,500
日光川上流 流域下水道	日光川上流 浄化槽	一宮市、稲沢市	2000	3,124 4,192	197,123 246,010	68,600 190,400
五条川右岸 流域下水道	五条川右岸 浄化槽	一宮市、犬山市、江南市 岩倉市、大口町、扶桑町	2001	2,324 4,257	134,781 227,358	36,000 128,000
新川東部 流域下水道	新川東部 浄化槽	北名古屋市、豊山町	2007	817 1,723	56,417 98,740	13,390 56,800
日光川下流 流域下水道	日光川下流 浄化槽	津島市、愛西市、弥富市 あま市、大治町、蟹江町	2009	2,006 6,040	119,384 283,570	36,150 146,200
新川西部 流域下水道	新川西部 浄化槽	稲沢市、清須市、北名古屋	2012	333 1,395	22,441 70,960	8,800 39,000

(注) 表の数字については、それぞれ以下のとおり。
 上段：2022年4月1日現在の現況値
 下段：2022年4月1日現在の基本計画値
 (資料) 建設局調べ